

多摩市会計年度任用職員採用試験実施要項

令和 7 年 6 月 2 3 日

多摩市総務部人事課

この試験は、令和 7 年度多摩市会計年度任用職員採用候補者を決定するために行うものです。

1. 職種、区分、人員及び受験資格

別紙「勤務条件一覧表」による勤務が可能で、次表の要件を満たす方。ただし、申込職種は 1 つのみです。

(1) 専門スタッフ

職 種	人員	受 験 資 格	資格	経歴
女性センター相談員 (8 時間)	1 人 程度	次のいずれかの要件を満たす者。 ①国・地方公共団体等で家族・夫婦・異性・DV 等の女性問題等相談業務に従事した経験を有する者またはこれに相当する経験を有する者 ②心理カウンセラー等の資格を有する者	資格または 経歴	
障害福祉相談員	2 人 程度	保健師、精神保健福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する者	●	—
生活保護面接相談員	1 人 程度	パソコンの基本操作が可能である者（事務処理は専用システムを使用します。）の内、次のいずれかの要件を満たす者 ①福祉事務所において、所長、生活保護担当課長、査察指導員及び現業員（生活保護ケースワーカー）等の生活保護事務に従事した経験が 3 年以上有する ②障害、高齢、児童に関する相談業務（社会福祉施設における相談業務も含む。）に従事した経験が 3 年以上有する	—	●

(2) 補助スタッフ（事務補助員以外）

職 種	人員	受 験 資 格	資格	経歴
保健師	1 人 程度	パソコン基本操作（相談情報入力）ができる者のうち、保健師の資格を有する者	●	—

次に該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 当市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※試験会場等準備のため、配慮を要する方は事前に人事課までご相談ください。

2. 勤務条件等

勤務条件等の概要は次のとおりです。

項 目	内 容
採 用 予 定 日	令和7年10月1日以降に欠員に応じて採用
任 用 期 間	1年以内（令和8年3月31日まで。） ※ 条件付採用期間（試用期間）1か月 ※ 任用期間内の勤務成績が特に良好である場合は、更新を行うことができます
退 職 等	1 任用期間が満了した場合 2 任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります ①自己都合により退職を申し出た場合 ②勤務実績が良くない場合 ③心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合 ④会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合又はふさわしくない非行があった場合 ⑤制度の改廃又は予算の減少により廃職または過員が生じた場合
休 暇 ・ 休 業 等	年次有給休暇等の休暇・休業制度があります
社 会 保 険 等	勤務時間数等により健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入する場合があります
服 務	常勤職員と同様に、地方公務員法が適用されるため、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります
勤務場所・時間等	別紙「勤務条件一覧表」のとおり

3. 試験申込方法・申込期限

期間内にインターネットでお申し込みください。

申し込みが完了すると受付番号が表示されますので、必ず控えていただくようお願いします。また、**回答後すぐに入力いただいたメールアドレスにシステムから自動送信メールが届きます**ので、併せてご確認くださいませようお願いします。メールが届かない場合はご連絡ください。

申し込み期限	令和 7 年 7 月 18 日(金) 正午
申し込み方法	以下の QR コードまたは URL から申請してください。 URL : https://logoform.jp/f/Jgir3  ※インターネット環境がない場合は問い合わせ先にご連絡ください。 ※申込完了時にシステムより自動返信メールを送付しています。しばらく経ってもメールが届かない場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。
申し込み時に必要な書類	「1 職種、区分、人員及び受験資格」の表「経歴」または「資格」欄に「●」がある場合、それぞれ以下を添付してください。「資格または経歴」となっている場合は、いずれかを添付してください。 ・経歴：「経歴申告書」（市指定様式にて作成）をエクセル形式で添付 ・資格：資格証または免許の写しを画像（jpg, jpeg, png 形式）で添付（面接試験時に写しを持参） ※ 資格を複数持っている場合、フォームにはいずれか 1 つを添付し、面接試験時に他の資格も含めて写しを持参してください。（<u>要項記載の資格のみ持参</u>）

4. 試験の方法及び合格発表

(1) 1 次試験（書類選考）

方法	応募書類にて書類選考
合格発表	令和 7 年 7 月 25 日(金) 時間未定 ※合格発表は合格者・不合格者ともにメールにて通知します。なお、電話等での問合せにはお答えいたしかねます。

(2) 2 次試験（個別又は集団面接）

方法	以下「面接日程表」の日程にて、個別又は集団面接
合格発表	令和 7 年 8 月 15 日(金) 時間未定 ※合格発表は公式ホームページに掲載し、合格者のみに文書で通知します。なお、電話等での問合せにはお答えいたしかねます。

<面接日程表>

区分	職種	日時（予定）	会場
専門	女性センター相談員(8 時間)	令和 7 年 8 月 7 日(木) 午後	市役所 本庁舎内会議室
	障害福祉相談員	令和 7 年 8 月 7 日(木) 午前	
	生活保護面接相談員		
補助	保健師	令和 7 年 8 月 7 日(木) 午前	健康センター (関戸 4-19-5)

・試験日は、変更になる可能性があります。

・試験当日は、自家用車ではお越しにならないでください。

<試験当日の持ち物>

□ 人事課からメール送付された受験案内

メール画面を確認しますので、すぐ確認できる状態にしてくださいようお願いいたします。画面の提示が難しい場合は、メール画面のコピーを印刷の上お持ちください。

□ 資格証または免許の写し

職種、区分、人員及び受験資格」の表「資格」欄に「●」がある場合、写しを持参してください。

※ 資格を複数持っている場合、フォームにはいずれか 1 つを添付し、面接試験時に他の資格も含めて写しを持参してください。（要項記載の資格のみ）

5. 採用候補者名簿への登載及び採用

合格者は、令和 7 年度多摩市会計年度任用職員採用候補者名簿に登載され、令和 7 年度に必要な応じ順次採用されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、採用候補者の資格を失います。

- (1) 傷病、その他会計年度任用職員として不適格となった場合
- (2) 令和 8 年 3 月末日までに採用決定されなかった場合

また、合格者の辞退等があった場合は、次点の者が採用候補者名簿に登載されることがあります。

6. その他

- (1) 合格者は、採用決定後、市内の指定する医療機関で健康診断を受診していただきます。
- (2) 申込等に関する提出書類については、返却いたしません。
- (3) 試験に関する個人情報については、公開しておりません（多摩市個人情報保護条例第 17 条第 2 項）
- (4) 試験の内容に関して、試験要項以上の情報は公開しておりません。

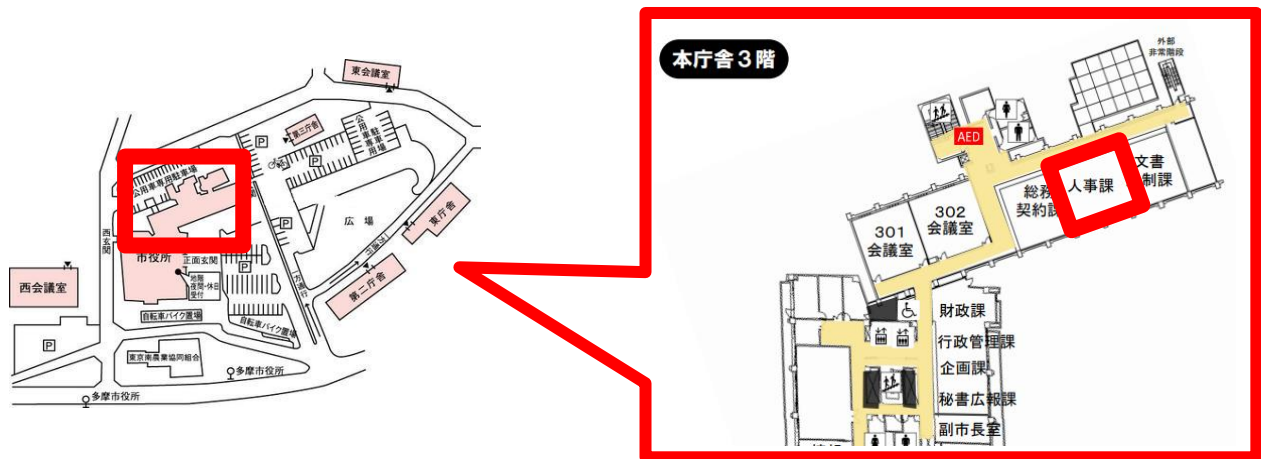
7. 問い合わせ先

〒206-8666 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1

多摩市役所総務部人事課人事・人財育成係

電話 042（338）6804（直通）

042（375）8111（代表） 内線 2229



勤務条件一覧表

<専門スタッフ>

職 種	勤務場所	業務内容等	勤務日及び勤務時間	報酬	年収見込
女性センター 相談員(8 時 間)	平 和・人 権 課 (多摩市関戸 4- 72 ヴィータ・コミュ ーネ 7 階)	女性問題の解決に向けた市民相談 (電話・面接)、専門機関の紹介 等に関すること	【週 8 時間】 月～土曜日（休日除く）の内、週 2 日間 9：00～13：00 又は 13：00～17：00 ※原則として、木曜日の 9：00～13：00 については 勤務日とします。	月額 55,800 円	約 92 万円
障害福祉 相談員	多摩市役所	・身体障がい者、知的障がい者、精 神障がい者に関する相談業務 ・障害福祉サービス支給決定にかか わる業務等	【週 30 時間】 月～金曜日（休日除く）の内、週 4 日 8：30～17：00（内 1 時間休憩）の実働 7.5 時間	月額 261,300 円	約 435 万 円
生活保護 面接相談員	多摩市役所	生活保護相談者に対して、面談・電 話により生活保護制度の説明、他施 策の活用等について案内や助言を行 う相談業務。生活保護の申請や相 談に関わる事務業務。	【週 30 時間】 月～金曜日（休日除く）の内、週 4 日 8：30～17：00（内 1 時間休憩）の実働 7.5 時間	月額 202,000 円	約 340 万 円

<補助スタッフ>

職 種	勤務場所	業務内容等	勤務日及び勤務時間	時間報酬	年収見込
保健師	多摩市立健康センター内こども家庭センターにじたま（多摩市関戸 4-19-5）	妊婦面接、母子保健相談業務等	【週 20 時間以上】 月～土曜日（休日除く）の内、週 4 日 9：00～17：00（内 1 時間休憩）の間で実働 7 時間 ※月 2 回の土曜勤務あり	2,370 円	約 312 万円

【補足等（全職種共通）】

勤務条件について	指定の時間の範囲内で週○日または○時間の勤務と示しているものは、各課の勤務シフトにより始業及び終業時刻を指示するものです。それ以外については始業及び終業時刻を示しています。
報酬額について	採用前に報酬改定があった場合は、その定めるところによります。
年収見込みについて	年収見込みは、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで勤務した場合の想定報酬及び期末・勤勉手当の総計であり、令和 7 年 4 月から採用日までの期間分について除いていません。また、通勤費や超過勤務等による報酬については含みません。なお、年収見込みは予定であり、変更する場合があります。
期末・勤勉手当の支給要件について	① 基準日に在籍している ② 会計年度内に 6 月以上の任用があることが、各基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）に有効な勤務条件書もしくは採用通知にて明らかである ③ 週の勤務時間が平均 15.5 時間以上（月の途中での採用・退職がある場合、月によって勤務日数が異なる場合は、11 日以上の勤務がある月の平均を算出）
通勤費について	専門スタッフ：1 ヶ月定期代又は実費相当額を支給 補助スタッフ：実費相当額を支給 ※いずれも支給要件あり
その他手当等について	期末・勤勉手当以外の手当（退職手当等）の支給はありません。
兼業について	多摩市では会計年度任用職員の兼業を認めておりますが、以下の場合は認められませんので留意してください。 ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間又は 1 日 8 時間を上回る場合） ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ③ 兼業を行うことによって多摩市の信用を損なうおそれがある場合